

令和3年 駒ヶ根市教育委員会 第5回定例会 次第

令和3年4月27日(火) 午後2時

駒ヶ根市役所 保健センター2階 大会議室

- 1 開 会
- 2 教育長報告 … P 1
- 3 事業報告及び事業計画 … P 5
 - ・ 定例会教育委員会 5月25日(火) 午後2時 保健センター2階 大会議室
 - ・ 南部主幹指導主事の学校訪問
 - 5/7(金) A東伊那小
 - 5/21(金) A南小 P東小
 - 5/28(金) A東中 P中沢小
 - 6/8(火) A赤中 P赤小
- 4 審議案件
 - 議案第1号 駒ヶ根市就園・就学支援委員の任命について … P 7
 - 議案第2号 学校運営協議会委員の任命について(追加) … P 9
 - 議案第3号 駒ヶ根市公民館運営審議会委員の委嘱について … P 13
 - 議案第4号 駒ヶ根市スポーツ推進審議会委員の委嘱について … P 15
- 5 協議事項
 - (1) 総合教育会議について … P 16
- 6 報告事項
 - (1) 行事共催等承認申請の専決処分について … P 20
- 7 その他
- 8 閉 会

令和3年度 第1回駒ヶ根市定例教育委員会 4月27日(火)

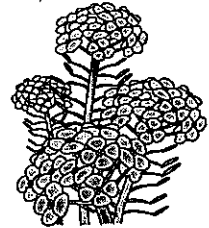
◆新年度のスタートに当たり◆

てづかぬいぞう
※手塚 縫 蔵…明治～昭和 東筑摩郡広丘村生まれの教育者

教育は人なり

(手塚縫蔵)

- その人の人格的影響が、人を感化する。
- 信州教育の真意を一言で言うと、『信州教育は人格教育である』
- 教育とは、人間をして人間たらしめることである。
人間をして人間たらしめるとは何か。それは人間を人格たらしめることである。
- 大節を持す…節を曲げず、信じることはどこまでも貫くこと
・何か大きな仕事を手がけたり、立派な教育観を持ったりしなければならないように聞こえるが、それだけではなく、教師として本質的な観を持ちつつ、小さな一つひとつの務めを疎かにせず日々を重ねることもある。
- 人格教育とは ※どんなにデジタル時代になろうとも
①教育は教師と児童生徒との間に行われる人格の接触感化である。
②教師は、施設や教育技術より人格を高めることが最も重要。
人格は、より高い他の人格に接することによって陶冶される。
- 教育は人格と人格の触れあいである。
・ただ一筋に子どもたちのために教育は行われなくてはならない。
- 子どもはばかではない。人格者である。ばか呼ばわりすることは絶対にいけない。
- 教師は「いかに教育するか」ではなく、「いかに在るか」が問題である。
・「to do」ではなく「to be」。存在そのものが大事＝人は何を為したかではなく、**いかに在ったかが大切**である。これを取り違えることがないように。
- 教育とは人間をつくることであり、先生の存在そのものが教育である。



対

「信州教育」に対する辛辣なご意見が未だにあります。わたしは信州教育は廃れたとはこれっぽっちも思っていません。子どもたちを育む教師が、信州教育のこの「誇り」を持たずして子どもの前に立つこと(=教育)はあり得ないからです。

手塚のこの教育に対する考えを、今こそどの教師も心して熟読する必要があると思います。コロナの危機的状況の中でこそ、教師自身が、自ら問い返して、携わっている教師という仕事に対する自信に繋げてほしいのです。

一方で、私たち教育行政に携わるものが、気持ちを一にして「内から育つ」子どものためによりよい方向を見いだしていかなければなりません。子どもを育てくれる教師を守らねばなりません。

♣教育委員さんには何かとお世話になりますが、一年間よろしく申し上げます。

※ 令和3年度駒ヶ根市教育の基本(別紙)を熟読ください。

◆諸会合等の報告 4/20 市町村教委連絡協議会

1 役員を選任について

(1) 決定役員

<input type="checkbox"/> 会長	北原秀樹 (伊那市)	<input type="checkbox"/> 教育長部会
		部会長 笠原千俊 (伊那市)
<input type="checkbox"/> 副会長	小野正行 (辰野町)	町村教育長会 宮澤和徳 (辰野町)
	白鳥彰政 (箕輪町)	<input type="checkbox"/> R3 事務局

□会計監事 下平裕司 (中川村)
 上山隆三 (飯島町)

幹事 滝澤真人 (南信教事総務課長)
 " 間部拓二 (南信教事総務課長補佐)
補佐 竹澤尚子 (上伊那連教)

2 総会 (研修) について

- (1) 期 日 令和3年7月12日 (月)
(2) 会 場 辰野町民会館、辰野東小、つくば開成高校、たつのパークホテル
(3) 日 程 12:30~12:50 受付
 13:00~13:50 総会
 14:40~15:30 研修視察
 ①授業参観 (辰野東小: 英語あそび、ICT授業他、あさひ美術館)
 ②つくば開成高校 (学校視察と講話)
 ③たつのパークホテル (小野酒造『夜明け前』誕生秘話)
(4) 情報交換会 17:00~18:30 [たつのパークホテル]



◆先達の教え

母(祖母)は最大の教師 (本多題)

二十代をどう生きるか (原田隆史: 原田教育研究所社長)

- 人間にはどうすることもできないことがある。できることで手を抜いたときは厳しく叱ってもいいけれど、どうもできないことで怒ったらあかん。だから、おしっこたれはやってよろしい。」(祖母)
- 学校の先生は優秀な人ばかりだけれど、あんたみたいなしんどい幼少期を過ごした人が教師になったら、しんどい子の気持ちが分かるやろ。だからあんたは教師に向いている」(母)
- (荒れている中学で辞めていく先生がいる中、いよいよ自分も限界を感じたとき)「辛いことがあったからといって仕事を変えたところで、新しいプラスの芽が出るのか? 違うやろ。自分を変えなさい。仕事を変えても一緒やで」(母)
※ 困難に直面したときに優しい言葉をかけても人は育たない。厳しくも本気で向き合っこそ成長を遂げ本物になる。母(祖母)は最大の教師。
- 成果主義の世の中では、目標設定が大事と言うが、実際は目的が重要。目標の延長線上に目的があるのだから、「何のために」という目的意識に火を点けてあげれば、子どもたちは自然と伸びていく。
- 部活にしても何にしても、どのような意識で努力をしているのか。ハードな努力の中にも、「好き」という気持ちを持って、やりがいや生きがい、目的を見いだすことができているか。その僕かな意識の違いが、成果に驚くほど関わってくる。
- 各界で超一流と言われている人は、どんなに辛い場面でも、辛さと共にやりがいも感じている。それは、「いま・ここ」、目の前のことに集中し、生きがいを持って仕事に当たっているからだ。

自立して伸びていく過程に、様々な「促し」や「励まし」がある。この場合は母や祖母であるが、身内に言われることほど、心に響くことはあるまい。学校の先生からの促しや励ましはあるだろうが、家族からのそれを改めて見直すことも大事である。

《ちょっと立ち止まって》「内から育つ」姿を求めて※最近の教育関係の様子、新聞、朝ヶ根の子どもの様子、資料

ICTとは

- Information and Computer Technology だが、現実的には、常に
I Create Tommorrow でありたい。



※ 次世代の学校教育のあり方について、ICTを教育の現場で大いに師弟で「共用」していくことが肝要。決して「強要」とならぬよう用心したい。

日本教育情報化振興会 「端末1人1台」浸透へ座談会

一般社団法人日本教育情報化振興会は3月18日、新年度から本格化するGIGAスクール環境について、情報交換をする座談会をオンラインで開催した。参加者は新しい形の学びの実情や、抱えている課題・対策の情報を共有。GIGAスクール構想の浸透のために、先行自治体の取り組みを他の自治体に広げていくことの有効性を確認するなどの話があった。

教委の研修、現場とズレ

参加者は、自身の学校で作成したデータをプリンターで印刷し、自治体でのICT機器をトアウトして配布する。山形さんは、「北海道の活用状況や課題を共有。小規模校ならともかく、森町では通信機能のある有。前多教務主任や山形さん、大規模校では到底iPadを採用していきな。学校でデジタルを。校外学習や、ノートなどは、家庭でアナログPCを持っている家や、端末持ち帰り問題は、なのは、おじいちゃん、Wi-Fiに繋がらなくて深刻。授業中に端末でうら感じられる。前多、る姿が想像できなかった。

先行自治体の事例 発信を

- 《参加者》
 ※役職名は座談会開催時のもの
- 豊福 晋平 国際大学准教授
 - 松井 浩 岐阜県瑞穂市立東南中学校教諭
 - 前多 昌顕 青森県つがる市立育成小学校教務主任
 - 榎本 泰 埼玉県鴻巣市教委指導主事
 - 山形 巧哉 総務省地域情報化アドバイザー
(北海道森町役場職員、内閣官房オープンデータ推進部)
 - 山田さん (板倉、中国・四国地方の小学校教諭)

まずは子どもに遊ばせよう

た。教委は「研修しまし、級・教員・子どもが同じた」と言いが、役に立ってないように感じる」(山田教諭)

山田教諭は「教委による教員向けのICT研修、が現場のニーズに合らな。現場に上た。」

「教員研修は基本操作のみで、端末の起動方法など、既に知っていることがほとんどだった。教員が知りたいのは、授業で役立つツールや授業の活用方法についてだ。最後の数分のみだ」(山田教諭)

「教員研修は基本操作と理解しているかという問題だ」と述べた。

「ICT端末を有効に活用するのは難しい。まずは子どもたちが遊ばせる必要がある。子どもたちが端末に慣れれば、授業で使われるようになる」と話した。

前多教務主任は、「初めて使う物で、いきなり『授業で使おう』と教員に強い意識を押しつけるのは難しい。まずは子どもたちが遊ばせる必要がある。子どもたちが端末に慣れれば、授業で使われるようになる」と話した。

山田さんは「アドバイザ」としてこのように学校に関わっているかを説明し、注目を浴びた。

「教員とアドバイザがフランクに接し、情報交換・相談できる場所を、オンライン上にも用意した。アドバイザが起す役割、すべ対応を要するようになった。

教員間の情報共有が大切

山形さんは「アドバイザ」としてこのように学校に関わっているかを説明し、注目を浴びた。

「教員とアドバイザがフランクに接し、情報交換・相談できる場所を、オンライン上にも用意した。アドバイザが起す役割、すべ対応を要するようになった。

山田さんは「アドバイザ」としてこのように学校に関わっているかを説明し、注目を浴びた。

「教員とアドバイザがフランクに接し、情報交換・相談できる場所を、オンライン上にも用意した。アドバイザが起す役割、すべ対応を要するようになった。

は、単元ごとの教材リストにお

読みどころのご紹介

高生がいるそうです。調査結果の詳細は厚労省がホームページに掲げています 民生・児童委員の担い手拡充も掲げています 民間 仲間に暴力

ゴールデンウィークを迎えるに当たっての知事メッセージ

ゴールデンウィークは、日頃会わない方との接触機会が増える時期であり、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、5月9日までを「感染対策強化期間」とします。

新型コロナウイルスは、これまでも全国的に人の移動が増える時期に感染が拡大していること、現在本県は、新型コロナウイルス感染症の第4波に直面していること、医療提供体制への負荷が増大しつつあり「医療警報」を発出中であること、さらには、県内でも確認されている変異株は感染力が強く、感染した場合に重症化しやすい可能性や、10代以下の若い世代の感染割合が高いことが指摘されていることに十分ご留意いただき、「最大限の感染対策」を講じていただきますようお願いいたします。

県民・事業者の皆様には、特に次の点にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 1 県外への訪問や帰省等の往来については、その必要性をご家族などと相談して、慎重に検討をお願いします。特に感染拡大地域との往来については、できるだけ控えてください。
- 2 大人数での会合、会食を控え、人混みを避ける等、人との接触機会をできるだけ減らしてください。
- 3 基本的な感染防止策を適切に行っていただき、感染を広げないように注意してください。（マスクの確実な着用、人と人との距離の十分な確保、こまめな手洗い・手指消毒、三密の回避など。）
- 4 多数の方が集まるイベント・催物等を予定している場合には、人数制限等感染防止対策を徹底していただき、それが困難な場合は、延期・中止を含めて検討してください。

県としても、医療提供体制の一層の強化、事業所における感染防止策の徹底、市町村と連携してワクチン接種体制の整備などを進めてまいります。

なお、県外との往来等を行わなければならない方もいます。差別や誹謗中傷は行わず、県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支え合い」の輪を広げましょう。

令和3年4月19日
長野県知事 阿部 守一

4月分 教育委員会事務事業計画

2021年4月23日

曜日	時刻	事業内容	摘要
1	木	8:20 幼保園長辞令交付[保健センター大会議室]	教育長、次長、子ども課
		8:40 新任校長・教頭、市長懇談会[応接室]	教育長、次長、子ども課
		9:00 市職員辞令交付式[大会議室]	全職員
		10:30 庁議[応接室]	教育長、次長
		13:30 部課長会[大会議室]	教育長、次長、両課長
		15:00 転入教職員歓迎の会[南庁舎大会議室]	教育委員、教育長、次長、両課長
		16:30 給食財団辞令伝達式[南庁舎大会議室]	教育長、子ども課長
2	金		
3	土		
4	日		
5	月	9:00 庁議[応接室]	教育長、次長
		Am 市内保育園・幼稚園入園式[各園]	
6	火	Am 市内小学校入学式 Pm市内中学校入学式[各校]	教育委員、教育長
7	水	9:30 伊那養護学校入学式[伊那養護学校]	教育長
		13:30 合同園長会[保健センター大会議室]	教育長、子ども課
		14:30 新区長会[大会議室]	教育長
8	木	9:00 校長会[保健センター大会議室]	教育長、次長、両課長、子ども課
		13:30 かつぱ広場運営委員会[かつぱ館]	教育長、社会教育課
9	金	13:30 民児協定例会[南庁舎大会議室]	子ども課長
10	土		
11	日		
12	月	9:00 庁議[第5会議室]	教育長、次長
		10:30 市内教頭会[南庁舎大会議室]	教育長、次長、子ども課
13	火		
14	水	15:40 かけっこ教室及び指導者研修会	教育長、社会教育課
		18:00 上伊那教育長部会[伊那市]	教育長
15	木	19:00 市青少年育成委員会研修総会[南庁舎大会議室] (書面決議)	教育長、次長、社会教育課
16	金		
17	土		
18	日		
19	月	9:00 庁議[第5会議室]	教育長、次長
20	火	13:30 県教委説明会及び市町村教委連絡会(リモート開催)	教育長、教育長代理
		15:30 上伊那市町村教委連絡会代議員会(リモート開催)	教育長、教育長代理
		18:00 県教委との懇談会[伊那合庁]	教育長
		18:30 市民総体実行委員会、スポーツ協会理事会[南庁舎大会議室]	次長、社会教育課
21	水		
22	木	18:30 長野県市町村対抗駅伝等激励会[南庁舎大会議室]	教育長、次長、社会教育課
23	金		
24	土	市町村対抗駅伝[松本市]	
25	日	参議院補欠選挙	
26	月	9:00 庁議[応接室]	教育長、次長
27	火	13:30 市長と語り合う会[アルパ]	子ども課
		14:00 定例教育委員会[保健センター大会議室]	教育長、次長、両課長
		16:30 給食財団監査会[保健センター大会議室]	教育長、子ども課長
28	水	16:00 部課長会[本庁大会議室]	教育長、次長、両課長
		終了後 第5次総庁内策定委員会[本庁大会議室]	教育長、次長、両課長
29	木		
30	金	13:30 指定管理者選定委員会[本庁大会議室]	次長

5月分 教育委員会事務事業計画

2021年4月23日

曜日	時刻	事業内容	摘要
1	土		
2	日		
3	月		
4	火		
5	水		
6	木	9:00 庁議[大会議室]	教育長、次長
		9:30 市内校長会[赤穂小]	教育長、次長、両課長
		13:30 給食財団理事会[南庁舎大会議室]	教育長、子ども課
		16:00 学力向上ICT活用委員会[南庁舎大会議室]	教育長、次長、子ども課
7	金	AM 主幹指導主事学校訪問[東伊那小]	教育長、教育委員
		15:00 文化財団理事会[文化センター]	教育長、次長、社会教育課
8	土	10:00 光前寺三重塔屋根葺き替え見学会[光前寺]	社会教育課
9	日		
10	月	10:00 5月臨時会開会(予定)[議場]	教育長、次長
11	火	9:00 庁議[大会議室]	教育長、次長
		幼児幼年教育研究会[]	
12	水	10:00 5月臨時会閉会(予定)[議場]	教育長、次長
13	木	都市教育長協議会[宇都宮市]～5/14 (書面決議)	教育長
14	金	13:30 社会教育委員会[赤穂公民館]	社会教育課
15	土		
16	日		
17	月	9:00 庁議[大会議室]	教育長、次長
18	火		
19	水	市内子ども会[各地区]	
		18:30 マラソン実行委員会[]	市長、次長、社会教育課
20	木	全国都市教育長会議[山口]～5/24 (10/28～29へ)	教育長
21	金	AM 主幹指導主事学校訪問[赤穂南小]	教育長、教育委員
		PM 主幹指導主事学校訪問[赤穂東小]	教育長、教育委員
22	土		
23	日		
24	月	9:00 庁議[大会議室]	教育長、次長
		16:00 学力向上検討委員会[保健センター大会議室]	教育長、次長、子ども課
25	火	10:00 市町村教委連絡会[伊那合庁]	教育長、教育長代理
		14:00 定例教育委員会[保健センター大会議室]	教育長、次長、両課長、子ども課
26	水	13:30 部課長会[本庁大会議室]	教育長、次長、両課長
		終了後 男女共同参画庁内会議[本庁大会議室]	教育長、次長、両課長
		15:30 上伊那教育長部会[伊那市]	教育長
27	木	15:00 文化財団評議員会[文化センター]	教育長、次長、社会教育課
		17:00 文化財団理事会[文化センター]	教育長、次長、社会教育課
28	金	関東甲信越静岡市町村教委委員会連合会総会[市原市] (リモート開催)	教育長代理
		AM 主幹指導主事学校訪問[東中]	教育長、教育委員
		PM 主幹指導主事学校訪問[中沢小]	教育長、教育委員
29	土		
30	日	河川一斉清掃	
31	月		

駒ヶ根市就園・就学支援委員会委員の任命について

駒ヶ根市附属機関に関する条例第2条の規定に基づき、駒ヶ根市就園・就学支援委員会委員として下記のとおり任命するものとする。

令和3年4月27日

駒ヶ根市教育委員会
教育長 本多 俊夫

記

1 氏名等

氏名	勤務先等	備考
鈴木 敏洋	昭和伊南総合病院	小児科医
養和 路子	長野県立こころの医療センター駒ヶ根	医監（精神保健指定医）
西村 千恵	子ども課	保育カウンセラー
中坪美智子	〃	相談支援専門員
上村 啓子	昭和伊南総合病院	作業療法士
高嶋 義人	赤穂小学校	校長
吉越 秀之	赤穂東小学校	〃
土橋 浩一郎	赤穂南小学校	〃
酒井 直彦	中沢小学校	〃
堀内 克敏	東伊那小学校	〃
竹松 寿寛	赤穂中学校	〃
山下由紀子	東中学校	〃
塩入 健	長野県伊那養護学校	教諭
佐野志保子	北割保育園	園長
佐野由紀恵	美須津保育園	〃
下平 生美	赤穂保育園	〃
下島 美恵子	飯坂保育園	〃
小澤 明子	経塚保育園	〃
上久保真須美	中沢保育園	〃
平沢 美樹	東伊那保育園	〃
小出 美紀	すずらん保育園	〃
小原 千鶴	赤穂南幼稚園	〃
鈴木しのぶ	下平幼稚園	〃
窪田 久美	福岡保育園	〃
北原 節子	桜ヶ丘保育園	〃

高木 優子	聖マルチン幼稚園	園 長
黒澤 利恵	つくし園	〃
木下 真唯	子ども課	保健師
小林 克彦	〃	指導主事
酒井 美鈴	〃	家庭児童相談員
竹 村 勝	〃	家庭児童相談指導主事
矢澤 ちづる	〃	教育相談員

※ゴシックが新たに任命する委員

2 任命年月日 令和3年4月1日

3 任 期 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで
(任期2年)

駒ヶ根市立赤穂小学校学校運営協議会委員の任命について

駒ヶ根市学校運営協議会規則（平成25年教育委員会規則第3号）第7条の規定に基づき、下記の者を赤穂小学校学校運営協議会委員に任命する。

令和3年4月27日
駒ヶ根市教育委員会
教育長 本多 俊夫

記

1 氏名等

氏名	住所	備考
前原 達之	駒ヶ根市上穂南	元区長（上穂町区）
片桐 美登	駒ヶ根市赤穂	社会教育委員
林 正文	駒ヶ根市上穂栄町	区長代表
上杉 勝英	駒ヶ根市赤穂	前区長代表
佐藤 順子	駒ヶ根市赤穂	主任児童委員
宇佐美 誠	駒ヶ根市赤穂	PTA会長
白鳥 俊明	駒ヶ根市赤穂	PTA副会長
小田 美千代	駒ヶ根市赤穂	PTA副会長
米山 弘	駒ヶ根市上穂南	有識者
北原 宏	駒ヶ根市赤穂	有識者
中村 信太郎	駒ヶ根市赤穂	有識者
佐野 志保子	駒ヶ根市赤穂	有識者（北割保育園園長）
青木 謙一	駒ヶ根市赤穂	有識者（青年会議所副議長）
高嶋 義人	駒ヶ根市立赤穂小学校	校長
小牧 美穂	駒ヶ根市立赤穂小学校	教頭
中原 加代子	駒ヶ根市立赤穂小学校	教務主任
伊藤 竹義	駒ヶ根市立赤穂小学校	コミュニティ・スクール担当

2 任命年月日 令和3年4月1日

3 任期 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

駒ヶ根市立中沢小学校学校運営協議会委員の任命について

駒ヶ根市学校運営協議会規則（平成25年教育委員会規則第3号）第7条の規定に基づき、下記の者を中沢小学校学校運営協議会委員に任命する。

令和3年4月27日
駒ヶ根市教育委員会
教育長 本多 俊夫

記

1 氏名等

氏名	住所	備考
佐久間 暉	駒ヶ根市中沢	同窓会歴代会長
國枝 文永	駒ヶ根市中沢	同窓会長
宮脇 三広	駒ヶ根市中沢	区長
宮下 一栄	駒ヶ根市中沢	民生児童委員会長
草野 淑子	駒ヶ根市中沢	主任児童委員
上村 俊幸	駒ヶ根市中沢	中学校保護者
竹村 誠	駒ヶ根市中沢	保育園保護者
鈴木 天章	駒ヶ根市中沢	保護司
久保田 之義	駒ヶ根市中沢	公民館長
湯澤 英喜	駒ヶ根市中沢	夢倶楽部代表
木下 君子	駒ヶ根市中沢	谷あい代表
竹村 定男	駒ヶ根市中沢	育成会長
山口 雄二	駒ヶ根市中沢	前用務員
松崎 久志	駒ヶ根市中沢	P T A会長
竹村 奈都	駒ヶ根市中沢	P T A副会長
宮下 大	駒ヶ根市中沢	P T A副会長
酒井 直彦	駒ヶ根市立中沢小学校	校長
石川 智之	駒ヶ根市立中沢小学校	教頭
中島 滋子	駒ヶ根市立中沢小学校	教務主任
原 猛	駒ヶ根市立中沢小学校	地域担当

2 任命年月日 令和3年4月1日

3 任期 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

駒ヶ根市立東伊那小学校学校運営協議会委員の任命について

駒ヶ根市学校運営協議会規則（平成25年教育委員会規則第3号）第7条の規定に基づき、下記の者を東伊那小学校学校運営協議会委員に任命する。

令和3年4月27日
駒ヶ根市教育委員会
教育長 本多 俊夫

記

1 氏名等

氏名	住所	備考
新井 幸徳	駒ヶ根市東伊那 [REDACTED]	東伊那区区長
小鍛冶 博彦	駒ヶ根市東伊那 [REDACTED]	東伊那区副区長
春日 由紀夫	東伊那公民館	東伊那公民館長
福澤 惣一	駒ヶ根市東伊那 [REDACTED]	教育長職務代理
下平 朋彦	東伊那支所	東伊那支所長
福澤 さゆり	駒ヶ根市東伊那 [REDACTED]	主任児童委員
森田 利貞	駒ヶ根市東伊那 [REDACTED]	PTA会長
福澤 洋平	駒ヶ根市東伊那 [REDACTED]	PTA副会長
中村 亜矢	駒ヶ根市東伊那 [REDACTED]	PTA副会長
鯨沢 琴江	駒ヶ根市東伊那 [REDACTED]	社会教育委員
小木曾 哲夫	駒ヶ根市東伊那 [REDACTED]	学識経験者
村上 守伸	駒ヶ根市東伊那 [REDACTED]	学識経験者
赤羽 ふみ子	駒ヶ根市東伊那 [REDACTED]	学識経験者
大沼 宗重	駒ヶ根市東伊那 [REDACTED]	学識経験者
村上 美春	駒ヶ根市東伊那 [REDACTED]	学識経験者
坂井 たつ子	駒ヶ根市東伊那 [REDACTED]	学識経験者
滝沢 好雄	駒ヶ根市東伊那 [REDACTED]	学識経験者
堀内 克敏	駒ヶ根市立東伊那小学校	校長
加藤 幸一	駒ヶ根市立東伊那小学校	教頭
北澤 優子	駒ヶ根市立東伊那小学校	教務主任

2 任命年月日 令和3年4月1日

3 任期 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

駒ヶ根市立赤穂中学校学校運営協議会委員の任命について

駒ヶ根市学校運営協議会規則（平成25年教育委員会規則第3号）第7条の規定に基づき、下記の者を赤穂小学校学校運営協議会委員に任命する。

令和3年4月27日
駒ヶ根市教育委員会
教育長 本多 俊夫

記

1 氏名等

氏名	住所	備考
後藤 光男	駒ヶ根市上穂栄町 [REDACTED]	コーディネーター
窪田 雅則	駒ヶ根市東町 [REDACTED]	赤穂学校同窓会副会長
堀内 豊彦	駒ヶ根市赤穂 [REDACTED]	不登校傾向生徒支援リーダー
下平 生美	駒ヶ根市上穂栄町 [REDACTED]	赤穂保育園園長
松澤 文夫	駒ヶ根市赤穂 [REDACTED]	前年度PTA会長
山岸 和夫	駒ヶ根市赤穂 [REDACTED]	駒ヶ根工業高校教頭
宮下 正彦	駒ヶ根市赤須東 [REDACTED]	非遵行為防止委員会第三者委員
佐野 榮	駒ヶ根市経塚 [REDACTED]	主任児童委員
小松 民敏	駒ヶ根市上穂南 [REDACTED]	赤穂公民館館長
竹松 寿寛	駒ヶ根市立赤穂中学校	校長
長坂 和紀	駒ヶ根市立赤穂中学校	教頭
保科 功	駒ヶ根市立赤穂中学校	教頭
向山 富士夫	駒ヶ根市立赤穂中学校	教務主任
原 聖一	駒ヶ根市立赤穂中学校	生徒指導主事

2 任命年月日 令和3年4月1日

3 任期 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

公民館運営審議会委員の委嘱について

社会教育法第30条及び駒ヶ根市公民館条例（昭和54年条例第24号）第5条の規定により、下記の者を公民館運営審議会委員に委嘱する。

令和3年4月27日

駒ヶ根市教育委員会
教育長 本多俊夫

記

1 駒ヶ根市立赤穂公民館

氏名	選出区分	住所	役職名等
梶田ひと美	社会教育関係者	東町 [REDACTED]	元赤穂公民館社会教育指導員、元分館長
春日賢治	学識経験者	上穂北 [REDACTED]	元赤穂公民館文化団体協議会長
片桐美登	社会教育関係者	赤穂 [REDACTED]	社会教育委員、元分館長
北原陽子	学識経験者	赤穂 [REDACTED]	主催講座指導者、民生・児童委員
倉田文和	〃	梨の木 [REDACTED]	駒ヶ根市立博物館専門研究員、元分館長
佐藤和樹	〃	下平 [REDACTED]	元駒ヶ根青年会議所理事長、赤穂東小学校CSコーディネーター
塩澤綾乃	家庭教育関係者	赤穂 [REDACTED]	松本看護大学講師、助産師
下島順一	学識経験者	赤須町 [REDACTED]	元町1区長、元高等学校教員
下村ひろ子	社会教育関係者	赤穂 [REDACTED]	駒ヶ根文化サークル協会文化団体指導者
高嶋義人	学校教育関係者	赤穂 [REDACTED]	赤穂小学校長
永井由美子	家庭教育関係者	赤穂 [REDACTED]	子育てサークル代表
林正文	学識経験者	上穂栄町 [REDACTED]	令和3年度 市区長会（上穂町区長）
肥野京二	社会教育関係者	赤穂 [REDACTED]	駒ヶ根文化サークル協会会長
竹松寿寛	学校教育関係者	赤穂 [REDACTED]	赤穂中学校長
宮澤賢司	社会教育関係者	赤穂 [REDACTED]	社会教育委員会会長、おもしろかつば館長

2 駒ヶ根市立中沢公民館

氏名	選出区分	住所	役職名等
酒井 直彦	学校教育関係者	中沢	中沢小学校長
松崎 久志	家庭教育関係者	中沢	令和3年度 中沢小学校PTA 会長
宮脇 三広	学識経験者	中沢	令和3年度 中沢区長
山口 雅輝	学識経験者	中沢	【農園 雅】代表 学習支援ボ ランティア
小島 幸恵	社会教育関係者	中沢	平成31年度 分館長会長
竹村 務	社会教育関係者	中沢	中沢体育協会長
越 美和子	社会教育関係者	中沢	信州カントリー&ウエスタン クラブ Kick Love T-Crew 代表
木下 亜紀	社会教育関係者	中沢	学級中沢夢倶楽部代表
宮下 千平	社会教育関係者	中沢	令和3年度 分館長会長
木下 健一	社会教育関係者	中沢	教育委員会委員、 中沢青年部副会長

3 駒ヶ根市立東伊那公民館

氏名	選出区分	住所	役職名等
堀内 克敏	学校教育関係者	東伊那	東伊那小学校長
新井 幸徳	学識経験者	東伊那	令和3年度区長・前公民館長
滝澤 稔	社会教育関係者	東伊那	体育協会会長・元消防団団長
鯉沢 琴江	社会教育関係者	東伊那	社会教育委員
木下 和彦	社会教育関係者	東伊那	元分館長会長
福澤 博	社会教育関係者	東伊那	文化団体関係者
滝沢 博文	家庭教育関係者	東伊那	元PTA会長・R2分館主事
森田 喜雄	社会教育関係者	東伊那	元主事会長
中村 美穂	家庭教育関係者	東伊那	文化団体指導者
馬場 幸美	家庭教育関係者	東伊那	元親子文庫役員

4 委嘱年月日 令和3年4月1日

5 任期 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

駒ヶ根市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

スポーツ基本法（平成23法律第78号）第31条並びに駒ヶ根市附属機関に関する条例（昭和52年12月23日条例第43号）第2条の規定により、下記の者を駒ヶ根市スポーツ推進審議会委員に委嘱する。

令和3年4月27日
駒ヶ根市教育委員会
教育長 本多 俊夫

記

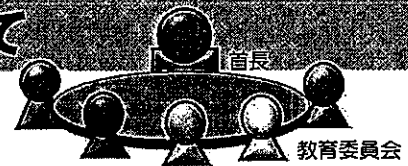
1 駒ヶ根市スポーツ推進審議会委員

選出区分	氏名	所属等	役職等
学識経験者	林 憲明	駒ヶ根市スポーツ協会	会長
学識経験者	伊井島 清子	駒ヶ根市スポーツ教会	理事
学識経験者	小池 眞利子	駒ヶ根市スポーツ推進委員会	委員
学識経験者	長嶋 清	駒ヶ根市スポーツ少年団	本部長
学識経験者	小林 昌誠	駒ヶ根市スポーツ少年団	副本部長
学識経験者	土金 彰	上伊那医師会南部支部	医師
学識経験者	山田 恵美	指導者・施設利用団体代表	ホッケー団コーチ
関係行政機関の職員	玉置 龍	南信教育事務所生涯学習課	指導主事

2 委嘱年月日 令和3年4月1日

3 任 期 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

総合教育会議について



- ◆ 首長は、現行制度においても、私学や大学、福祉等の事務を所管するとともに、予算の編成・執行権限や条例の提出権を通じて教育行政に大きな役割を担っている。
- ◆ 一方、首長と教育委員会の意思疎通が十分でないため、地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、それぞれの役割を十分に果たすことができていないという指摘もある。
- ◆ このため、首長と教育委員会が相互に連携を図りつつ、教育に関する重要な課題を検討するために、総合教育会議をすべての地方公共団体に設置する。

1. 構成メンバー

- 構成員は執行機関である首長と教育委員会。
- 議題によっては、その必要性に応じ、有識者の意見を聴くことが可能。

2. 協議事項等

- 総合教育会議において協議し、調整する事項は以下のとおり。
 - ① 当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
 - ② 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
(例)耐震化の推進、教職員の定数の改善、土曜授業の実施 等
 - ③ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
(例)いじめ等による自殺への対応策、災害による校舎の倒壊への対応策 等
- 首長と教育委員会は、会議で策定した方針の下に、それぞれの所管する事務を執行。

3. 会議の運営等

- 総合教育会議は首長が招集。
- 教育委員会から首長に対して総合教育会議の招集を求めることも可能。
- 総合教育会議は原則公開。ただし、個人の秘密を保護等、必要があると認められる場合には非公開とすることが可能。
- 議事録の作成・公表(努力義務)。
- その他、総合教育会議の運営に関し必要な事項については、総合教育会議が定める。

総合教育会議における協議事項、協議・調整事項の具体的な例

1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議に該当する事項として想定されるものは、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ・学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する地方公共団体の長と教育委員会が調整することが必要な事項
- ・幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携
- ・青少年健全育成と生徒指導の連携
- ・居所不明の児童生徒への対応
- ・福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援

上記のように、地方公共団体の長と教育委員会の事務との連携が必要な事項

2) 「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合」に該当する事項として想定されるものは、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ・いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合
- ・通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合

3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合「等の緊急の場合」に該当する事項として想定されるものは、児童、生徒等の生命又は身体の保護に類するような緊急事態であり、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ・災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの被害が生じており防災担当部局と連携する場合
- ・災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要があり、福祉担当部局と連携する場合
- ・犯罪の多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生ずる恐れがある場合

・いじめによる児童、生徒等の自殺が発生した場合のほか、いじめ防止対策推進法第 28 条の重大事態の場合

*いじめ防止対策推進法第 28 条の重大事態

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なく

駒ヶ根市総合教育会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4の規定に基づき設置する駒ヶ根市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催)

第2条 会議は原則として毎年度4月、7月及び11月に開催するものとする。

2 市長は、必要がある場合には臨時に会議を開催することができる。

(会議の招集及び進行)

第3条 会議の招集は、市長が会議の開催日時、場所及び協議等を行う事項をあらかじめ教育委員会に通知して行う。ただし、緊急を要する場合には、この限りではない。

2 会議の進行は、教育次長が務める。

(傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名、その他市長が必要と認める事項を明らかにしなければならない。

(傍聴の禁止)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となるおそれがあると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号のほか、市長において傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談笑又は拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 前各号のほか、会議の妨害となるおそれがある挙動をしないこと。

2 前項各号のほか、傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、市長が退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(傍聴人の員数制限)

第8条 市長は、会場の都合により傍聴人の員数を制限することができる。

(議事録)

第9条 市長は、次の事項を記載した議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、法第1条の4第6項の規定に基づき非公開とされた議事のほか、会議が必要と認めるときは非公表とする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名

(3) 協議・調整が行われた事項とその内容

(4) その他必要と認める事項

2 議事録の公表は、駒ヶ根市公式ホームページに掲載することにより行う。

(事務局)

第10条 会議の事務局を教育委員会子ども課に置く。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、市長が会議に諮り定める。

附 則

この規程は、平成27年7月23日から施行する。

(参考) 地教行法抜粋

(総合教育会議)

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

(1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

(2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

(1) 地方公共団体の長

(2) 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

R3.5 定例教育委員会報告 行事共催等承認申請一覧(専決分報告)

区分	受付番号	行事の名称	団体名	開催日	開催場所	承認
後援	2-073	第47回上伊那母親コーラス交歓会	駒ヶ根女声コーラス	令和3年6月12日(土)	駒ヶ根市文化会館大ホール	承認
後援	3-001	伊那西高等学校合唱コンクール	伊那西高等学校	令和3年9月3日(金)	駒ヶ根市文化会館	承認
後援	3-002	劇団俳優座「血のように真赤な夕陽」	「血のように真赤な夕陽」上演実行委員会	令和3年7月25日(日)	駒ヶ根市文化会館大ホール	承認
後援	3-003	第8回親守詩長野県南信大会	親守詩長野県南信大会実行委員会	令和3年10月23日(土)	オンライン上	承認
後援	3-004	令和3年度(第39回)壮年ソフトボール大会	駒ヶ根市壮年ソフトボール連盟	令和3年4月17日(土)	市営グランドほか	承認
後援	3-005	スポーツクラブin上伊那	障がい者スポーツ支援センター駒ヶ根	令和3年4月24日(土)	駒ヶ根市農業者トレーニングセンター	承認
後援	3-006	南信高等学校総合体育大会柔道競技大会	南信高体連柔道専門部	令和3年5月15日(土)	駒ヶ根市武道館	承認
後援	3-007	令和3年度 第42回 市民ナイターソフトボール大会	駒ヶ根市ナイターソフトボール連盟	令和3年5月21日(金)	市営グランドほか	承認
後援	3-008	令和3年度 第41回 南信50歳OB野球 春季大会	57さくら会野球部	令和3年6月13日(日)	駒ヶ根市営グラウンド外	承認
後援	3-009	第76回 南信合唱会	第76回南信合唱祭実行委員会	令和3年5月23日(日)	駒ヶ根市文化会館	承認
後援	3-010	令和3年度 上伊那地区高等学校芸術鑑賞会 演劇	上伊那地区高等学校芸術鑑賞	令和3年6月3日(木)	駒ヶ根市文化会館	承認

共催 0件
後援 11件
協賛 0件
11件

承認 11件
不承認 0件
協議中 0件
11件